

第3回佐賀市文化振興基本計画策定委員会 会議録

開催日	令和2年11月12日（木）	
開催時間	16時～17時30分	
出席者	委員	高島委員長、金子副委員長、西原委員、白木委員、 桑原委員、宮崎委員、吉村委員
	事務局	木島教育副部長兼文化振興課長、北島副課長、 角係長、上瀧主任
議 事	第3次佐賀市文化振興基本計画について	
欠席委員	福島委員	
傍聴者	なし	
報道関係者	なし	

○事務局

ただいまから、第3回、文化振興基本計画策定委員会を開催いたします。

本日の流れでございますが、お手元の次第に沿って進めてまいります。事前にお送りしていた資料、また、現計画の冊子等を持ちでない方は申し出ください。

これからの会議は、佐賀市文化振興基本計画策定委員会設置要綱第5条の規定に基づき、高島委員長に進行をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○委員長

それでは、私の方で議事の進行をいたします。

まず、この議事の進行でございますが、本日の会議の公開の是非をまず図りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○委員長

それでは、本日の会議を公開として、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、前回の会議を経て、修正した部分の説明をしてもらい、その後、計画の素案審議を行います。

それでは、前回会議を経て修正した個所について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

3 ページ、「第1章 計画策定にあたって」の「第1節 計画策定の趣旨」、「2 計画策定の背景」において、新型コロナウイルス感染症による影響について記載した方が良いとの御指摘が委員からございましたので、「また、世界中で拡大している新型コロナウイルス感染症は、これまでの私たちの生活様式や文化のあり方を大きく変えるものとなっています。このような状況下においても、社会情勢の変化等に注視し続けながら、文化の振興に取り組んでまいります。」と追記をしております。

次に、計画案では、新型コロナウイルスと記載していた箇所につきまして、新型コロナウイルス感染症と記載した方が良いとの御指摘もいただきましたので、本計画においては、御指摘のとおり記載を行います。

続きまして、4 ページの計画の範囲に食文化を追記するかどうか、議論をいただきましたが、今回は食文化について、記載をしたいと考えております。

さらに、委員から情報発信について、御意見をいただきましたので、その点につきましては、第4章の文化振興の取組において、触れさせていただいております。

以上が前回の会議を経て修正を行った部分になります。

○委員長

続きまして、素案審議に入りたいと思います。

まず、第4章の文化振興の取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料44 ページから御覧ください。

この章では、「第1節 文化を通じた人づくり」から「第4節 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり」をそれぞれの基本目標とし、56 ページまで各取組目標を掲げております。

今回、全般的にわかりやすくするために、文言の整理を行っておりますので、これから、特に理由を説明しないものについては、基本的に内容変更を伴わない整理と捉えていただきたいと思います。

45 ページです。「第1節 文化を通じた人づくり」では、4 つに分け、整理をしております。

「(1) 子どもたちの豊かな感性の育成」として、本文を整理しております。

また、主な取組、内容として、用語を整理しております。

表の2 段目、3 段目においては、用語の修正をしております。

表の4 段目は「文化」としていたものを、より具体的に明示するために「文化芸術や歴史」に修正しております。

46 ページは「(2) 文化振興の担い手の育成」として、本文に伝統芸能という言葉に記載しております。

また、表の1 段目において、佐賀市民芸術祭の記述を伝統芸能に修正しております。

表の2 段目においては、後継者という言葉を担当手にしております。「担い手」という言葉を使用しているのは、特に、伝統文化においては、担い手として、実際の行事を行う人だけでなく、見学をする人なども含めて、応援者が増えることを期待し、今回、担い手という言葉を使用しております。

47 ページは「(3) 文化に親しむ機会の提供」として、本文の用語の整理をしております。

表2 段目に、「幅広い世代に向けて、また障がいの有無や国籍に関わらず」と追記しております。

表3 段目の人材登録制度については、49 ページに記載されているとおり、佐賀市と文化振興財団で協力して取り組んでいる事業のため、内容が重複する部分が御座いましたので、削除しております。

この点につきましては、改めて御説明をいたします。

表の 4 段目は佐賀市の文化に関するアンケートの結果を踏まえて、「さまざまなメディアを用いた情報の提供」として、「広報誌や SNS 等を市民のニーズに合わせたメディアを活用し、機会の提供のため情報発信を行います」としております。

48 ページは「(4) 国際交流と多文化理解の推進」と修正しております。

第 2 次計画においては、異文化という言葉を使用していましたが、佐賀市においては、他の計画においても、「多文化」という言葉が用いられるようになってきていることから、この言葉を採用しております。

また、表の 4 段目につきましては、現在、本市在住の外国籍の方も増加傾向にありましたので、「佐賀の文化に触れる機会の提供」として、「外国の方に向けて、佐賀の文化などを紹介する講座を開設し、文化に触れる機会を提供します。」としております。

続きまして、49 ページです。

「第 2 節 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり」【基本目標 2】として、3 項目に分けて整理しています。

まず、一つ目の項目として、(1) 文化振興財団との連携を記載しており、本文の整理をしております。

表の 1 段目は文章の整理をしております。

2 段目は個別の施設名の記述があったため、「市の主要な文化施設」という記載に整理しております。

3 段目は、現在、文化振興財団と協力して実施している制度の名称に変えております。

続きまして、50 ページは「(2) 文化団体、NPO、ボランティアなどへの支援」として、本文の表現に重なる部分があったため整理をしております。

また、文化ボランティアの目的が第 2 次計画においては、負担軽減となっていたため、文化ボランティア導入の目的を「活動をより効果的に行うため」と整理しております。

表の 1 段目について、文化ボランティアについては、文化振興課の方でもまだ制度の積極的な活用ができていない現状もあるため、調査・研究という表現で整理しております。

この部分は後述する重点事業の具体的な取組においても修正をしております。

また、表の 2 段目、3 段目についても市が、直接団体等を支援するという記述になっておりましたが、市が直接団体へ支援することのハードルが高いという現状もございましたので、団体の活動を支援するという形で記載しております。

最後に、「(3) 文化を伝える、支える芸術家、専門の支援」という箇所は、市の方で、芸術家や専門家を広く周知し、評価される機会の提供という活動ができていなかったため、顕彰や市民芸術祭などの市のイベントを通じて、まずは活動をする人の支援をしたいと考え、修正しております。

51 ページからは「第 3 節 文化財の保存と活用による地域づくり」【基本目標 3】として、大きく 2 つに分けて整理しております。

「(1) 地域における伝統文化の継承支援として」、まず、本文を整理しております。

表の 3 段目について、市が直接「文化交流の機会を作る」ことは難しい部分がありましたので、交流

を促すと整理しております。

また、表の4段目については、伝承遺産という用語の定義づけができていないため、言い伝えや伝説などという表現に整理しております。

続きまして、52ページを御覧ください。

「(2) 歴史遺産の保存・継承と整備・活用」として、近年の大規模災害等を受けて、耐震対策や防火対策について、本文の中で触れるように整理しております。

表については、1段目については、文化財の調査・研究に加えて、今後は「評価」も積極的に行う必要があると考えているため、新たに「評価」という文言を追記しております。

文化財の指定については、前回の会議で委員から御指摘もありましたとおり、指定文化財を増やすことを主な目的とするのではなく、本市にとって重要なものを文化財として指定していくという記載に改めております。

また、佐賀市では、三重津海軍所跡の他、一昨年度取得した精煉方跡など関連する幕末佐賀藩の近代化産業遺産の調査をするという内容で記載をしております。この点については、第5章の重点事業にも関連する部分ですので、改めて御説明いたします。

表の3段目については、埋蔵文化財センターの整備としていたものを、「東名遺跡の史跡整備と埋蔵文化財センターの整備」と修正しております。

この点も、第5章の重点事業と関連する箇所でございますので、この後改めて御説明いたします。

表の4段目については、「遺跡、史跡などの整備」として、個別具体的な取組等が想定しにくかったため、主な取組としては記載せずに削除しております。この内容については、本文において触れられている内容と整理しております。

表の5段目については、53ページある前計画の「文化財所有者への適正な保存管理意識の啓発」の内容を一つにまとめております。

表の6段目「地域での文化財保護の協力体制づくり」については、協働意識の醸成については、5段目でふれることとし、歴史スポットの選定については、この後の、56ページの「(4) 観光資源としての活用推進」の中の「案内サインの整備」に含めたいと考えております。

表の7段目については、環境遺産として整理した建造物が年々減少しているという実情も考慮して、記載をしております。

54ページからは、「第4節 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり」【基本目標4】の取組として、5つの項目に分けて整理しております。

54ページ「(1) 文化情報の発信」については、今後も継続して行う必要があると考えているため、修正しておりません。

続きまして、55ページは「(2) 身近な場で文化にふれることができる場所づくり」として、本文を修正しております。第2次計画においては、当時、支所再編等が進む中で、既存施設の空き部屋の活用という記載がされていましたが、現在、市内各支所の建て替えが計画的に進められているため、削除しております。

関連して、表1段目「既存施設の利活用促進」の内容の、「また、市民のニーズを把握し、支所の空き

部屋など空きスペースの活用を図ります。」を削除しております。

2 段目の歴史文化講座の開設は、既に東名遺跡関連のシンポジウムや肥前国庁で開催している講座等を行っておりますので、実施という記載に変えております。

表の3段目の「街なかなどで文化交流の推進」は、「商店街などにおける文化交流」という言葉になっておりましたが、商店街以外にも文化に触れる機会を提供すべきという考えから、「街なか等で文化に触れる機会を提供」という言葉に整理しております。

(3) 利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備

表の1段目は、第2次計画における「満足して文化施設を利用してもらえるよう職員の研修や意識の向上に努めます。」となっておりましたが、この点は計画に記載せずとも行うべき取組ですので、その部分を削除し、障がいの有無や国籍に関わらずという言葉の記載と、利用者目線という言葉新たに記載しております。

表の2段目は、第2次計画においては、「市営バスや各種交通機関の有効利用に向け、柔軟な対応ができるよう働きかけを行います。」となっておりましたが、各団体へ直接働きかけをするためには、他の機関の運営方針等も御座いますので、実現性という観点から、まずは市の方で交通手段の確保と、サイン整備を行うという形に記載を変えております。

56 ページは「(4) 観光資源としての活用推進」です。

表の1段目は世界遺産などの積極的な活用としております。

また、三重津海軍所跡の活用と関連し、築地反射炉跡や精煉方跡、多布施反射炉跡を記載しております。こちらも第5章の重点事業で触れている箇所です。

表の2段目は先ほどの歴史スポットの選定と関連するのですが、ここに観光ルートを意識したという文言を追記しております。市の現状としては、既に設置されている看板が老朽化したものを修繕している実情がございますので、観光ルートを意識した説明板の設置を行いたいとしております。

表の4段目は、年齢等によって重視するメディアが異なるというアンケート結果を踏まえてニーズという言葉を追記しております。

つづきまして、「(5) 企業、大学との協働による文化振興」です。

表の1段目は、伝統産業においても、広く紹介することはもちろん、「保存と継承」というのが一つの課題であると同っているため、新たにその文言を追記しております。

表の3段目は、前計画では文化財の保存や研究を協働で行うようになっておりましたが、共同研究のハードルが高く、実情に沿わない部分もありましたので、まずは、協働を行うための体制作りから始めたいと考えて記載しております。

また、表の4段目の文章を削り、その文言を3段目にまとめた形で整理をしております。

なお、52 ページの「(2) 歴史遺産の保存・継承と整備・活用」については、お配りしている資料に誤りがあり、「歴史遺産の保存と活用」に整理したいと事務局では考えております。この点につきましては、次回の会議で改めてお示しをいたします。

○委員長

それでは、事務局からの説明について、御意見・御質疑等はございませんか。

○委員

46 ページの「(2) 文化振興の担い手の育成」の本文ですが、「文化に関心がある市民とともに」が削除されておりますが、文化に関心を持って触れてもらう必要がありますので、その旨の記載ができないでしょうか。

○事務局

そのような記載ができるように検討いたします。

○委員

46 ページの表の2段目が「育成につながる支援」と修正されていますが、どうしてでしょうか。

○事務局

「つながる」という言葉を入れた理由としましては、これまでの事業を実施する中で、伝統芸能の後継者育成に対して、直接、行政が支援を行うことが難しいという実情がありました。そのため、各団体の継承者育成の活動を市が直接ではなく間接的に支援するという形で、今後も事業を継続したいので、このような記載をしております。

○事務局

補足になりますが、資金的な援助や用具の修繕への支援などは市からも行っておりますが、伝統芸能に携わる人の育成などは、その団体が主体的にされていますので、育成がよりスムーズにできるような形として、このような記載をしております。

○委員

つながるという言葉のみだと、少し消極的なニュアンスにも感じますので、例えば、育成につながるきめ細やかな支援、または積極的な支援といった言葉を用いてもらうことはできるでしょうか。

○事務局

内容を検討し、修正いたします。

○委員

45 ページにおける本文や主な取組「子どもの文化芸術鑑賞の推進」の内容における「感性」や「質の高い」という言葉を「心」や「多様な」というものにできないでしょうか。

○事務局

文言の整理を検討します。

○委員

47 ページの様々なメディアを用いた機会の提供は、鑑賞の機会なのか、体験等の機会なのかわかりづらく感じます。

○事務局

タイトルと同じく「文化に親しむ機会」と修正します。

○委員

48 ページに、「多文化」と「多様な文化」と表現が混在しているので、整理した方が良いのではないのでしょうか。

○事務局

用語については整理します。

○委員

48 ページの「姉妹都市・友好都市との交流の充実」や「学校教育での多文化理解の推進」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、計画期間内での取組みの実施が難しいと思いますが。

○事務局

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した書き方を検討します。

○委員

オンラインの活用など、新しい生活様式を踏まえた整理の仕方ができないでしょうか。

○委員

「学校教育での多文化理解の推進」の内容において、海外からの修学旅行生が佐賀市に来た実績はあるのでしょうか。

○事務局

現状の確認を行います。

○委員

56 ページの「文化財を中心とするモデルコースの設定」とありますが文化財を観光資源として活用するための具体的なモデルコースは設定しているのでしょうか。

○委員

ひなまつりの時などにモデルコースの設定をしていると伺ったことはあります。

○委員

鍋島報効会が城下町のまち歩き等をされており、非常に好評とのことでした。

○事務局

現時点で、文化振興課で具体的なモデルコースの設定はできておりませんので、記載内容については再度検討いたします。

○委員

合併前の旧市町村にもたくさんの文化財があるので、そこも含めた検討をお願いします。

○委員

他の自治体にまたがるような文化財などもあるため、柔軟な対応を検討してほしい。

○委員

55 ページの「(3) 利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備」における「各文化施設への交通アクセスの充実」の内容における交通手段の確保とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

○事務局

事務局では、シャトルバス等を想定しております。

○委員

SAGA サンライズパーク関連整備で、駅から文化会館までのアクセス等にも影響があるのでしょうか。

○委員

基本は徒歩での移動が推奨されていたと思います。確保しますという書き方をすると、バス利用などの具体的な案内表示も行う必要が生じると思います。

○事務局

どのような記載にするかは再度検討いたします。

○委員

私は、自動車を運転しない人のことを考えると、バスなどの交通手段を確保することも大切なことだと思います。

○委員

東与賀文化ホールへのアクセス等も考えると、交通手段の確保と記載することは、むしろ良いことではないでしょうか。

○委員

東与賀文化ホールには、どのくらいの頻度でバスが出ているのでしょうか。

○委員

1時間に1本ほど出ております。

○事務局

この部分については、内容を再度検討いたします。

○委員長

続いて第5章の重点事業について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、第5章重点事業について、御説明いたします。

重点事業につきましては、第2次計画と同じく、5つの重点事業を掲げており、ベースは前計画の重点事業としながらも、それぞれの進捗状況等を踏まえて、内容の修正をしております。

57ページから御覧ください。

まず、「第1節 重点事業の位置づけ」は修正しておりません。

「第2節 重点事業」については、「(1) 次世代につなぐ人材育成」として、この点は今後も継続して行いたいと考えております。

具体的な取組の中の「文化財などを市民や観光客に紹介するボランティアガイドの育成支援」については、これまでの実績を加味し、まずは今後の事業のあり方を調査・研究していきたいので、この欄からは削除をしております。

今回新たな取組みとして、「オンライン等を活用した文化芸術の情報発信」と「文化連盟など市内で活動する団体などへの支援」を追加しております。

続きまして、2つ目の重点事業の「(2) 無形民俗文化財の記録・保存」についても、今後も継続して取り組むべき課題と考えているため、継続して記載しております。

まず本文を、「浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では12件が指定文化財になっています。これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されています。しかし、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれています。このような状況下において、無形民俗文化財を適切に継承・保存していくために、正確な映像記録の保存をはじめ、様々な支

援策を講じていきます。」と修正しています。

また、第2次計画においては、映像記録を撮影することが主な目的となっておりましたが、昨年度から、映像記録の作成を開始したことや映像記録の作成が本来の祭りのあり方や伝承が危ぶまれている状況を解消するものになるとは限らないため、その点を考慮して、記載内容を変えております。

加えて、新たな具体的な取組として、「無形民俗文化財への支援」と「無形民俗文化財の情報発信」を追記しております。

続きまして、3つ目の重点事業として、「(3) 文化財の調査・研究・公開の充実」と記載していたものを「幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進」と整理しております。

本文については、「三重津海軍所跡をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産の発掘調査・文献調査を行います。その成果を基に、遺跡の適切な保存に努めるとともに、情報発信を行いながら活用策を検討します。」と整理しております。

この点については、前回よりも内容をより具体化した形で記載しております。調査が進んでいる三重津海軍所跡や、市が取得した精煉方跡など、第3次計画の期間において、重点的に取り組んでいくべき事業と考えたため、このような記載をしております。

具体的な取組についても、「幕末佐賀藩の近代化産業遺産に関する発掘調査・文献調査の推進」や「発掘調査現地説明会の積極的な実施と市の施設等を利用した出土遺物の公開」と整理しております。

4つ目の重点事業については、「(4) 埋蔵文化財センターの整備」としていた部分を、「(4) 東名遺跡の史跡整備、埋蔵文化財センターの整備」と修正しております。

本文については、「約 8,000 年前の湿地性貝塚である東名遺跡は、現地に良好な状態で保存されています。東名遺跡への理解を深めるために、現地の整備とともに、ガイダンス施設の整備を行います。ガイダンス施設は、東名遺跡から大量に出土している日本最古級の編みかごや木製品などの遺物に加えて、佐賀市内各地から出土している遺物を保存・活用ができる埋蔵文化財センターの機能を兼ね備えた施設として整備を行います。」と記載しています。

第2次計画においては、埋蔵文化財センターの設置を行うことを第一の目的としておりましたが、今回は、東名遺跡の史跡整備とともに埋蔵文化財センターの機能を兼ね備えたガイダンス施設を設置する方針となっておりますので、このような記載をしております。

具体的な取組については、「東名遺跡の史跡整備の推進」と「埋蔵文化財センターとしての機能を兼ね備えたガイダンス施設の整備の推進」と整理しております。

続きまして、60 ページを御覧ください。

5つ目の重点事業として、「(5) 文化施設の整備・活用」記載しております。

まず、本文最初の市民会館についての記述について、市民会館の閉館から5年近くが経過していることから、記述を削除しております。

本文は、「近年利用者が増加している文化会館や東与賀文化ホールについて、文化に関するアンケートでは、市民や文化団体からの「文化施設の整備」を求める声が多くなっています。市有の文化施設をはじめとした市内所在の施設の利活用を促進し、また佐賀県が推進する SAGA サンライズパークの整備と

連携した施設設備の改修を推進することで、市民が利用しやすい環境の整備に努めます。

今後多くの人々が交流し、活発な文化活動を行うことができるよう、文化施設の整備・活用について検討し、取り組んでいきます。」と整理しております。

また、具体的な取組については「SAGA サンライズパーク整備と連携した施設設備改修の推進」を新たに追加しております。

以上が第5章の重点事業の説明になります。

○委員長

ここまでの説明について、御意見・御質疑はありませんか。

○委員

60 ページの5つ目の重点事業である「(5) 文化施設の整備・活用」についてですが、この重点事業と関連する55 ページの「第4節 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり【基本目標4】」の「(3) 利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備」の「文化施設の整備・充実」の取組においても、「障害の有無や国籍に関わらず誰もが文化施設を利用できるように」と記載されていますので、重点事業の具体的な取組においても、施設の多言語化やバリアフリーなどの整備を行うといった記載をしていただけないでしょうか。

現在、県が整備している SAGA サンライズパークの整備もこれらの点を考慮した改修がなされると思いますので、文化会館などの市有施設においても、同様の施設改修等を進めてほしいと考えております。

○事務局

内容を検討いたします。

○委員

関連してですが、SAGA サンライズパークの整備と連携した施設整備というのは文化会館のことなので、文化会館と記載したほうがよいのではないのでしょうか。

○事務局

御指摘のとおり修正いたします。

○委員

4 つ目の重点事業である「(4) 東名遺跡の史跡整備、埋蔵文化財センターの整備」についてですが、東名遺跡の整備と埋蔵文化財のセンターの整備は別の事業という認識でよろしいのでしょうか。

○事務局

一般的には、別の事業で実施されることが多いですが、佐賀市においては、東名遺跡のガイダンス施設の中に埋蔵文化財センターの機能を含めて、整備するという方針をとっているため、このような記載をしております。

○委員

例えば、東名遺跡の史跡に体験広場などを整備するのでしょうか。

○事務局

ガイダンス施設の中に含めて整備をする予定です。

○委員

東名遺跡の史跡整備と埋蔵文化財センターの整備は別の事業であるため、施設を兼ねるというよりも複合的な機能を持つという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

埋蔵文化財センターの整備にあわせて東名遺跡のガイダンス施設の整備を行うと記載しないと、東名遺跡とその他の文化財の間に上下の関係があるような印象を与えてしまうように感じます。

○委員

ガイダンス施設と埋蔵文化財センターの施設が一緒になっているものは、全国にも例があることなのでしょうか。

○事務局

このような複合施設は珍しいものではありませんが、全国には公民館と遺跡のガイダンス施設を兼ね備えたものもあります。

この事業は、当初、東名遺跡のガイダンス施設の整備の検討から始まっており、その後、別で検討していた埋蔵文化財センターの事業を含めた議論になったという経緯があります。委員からの御指摘を受けて、この計画における表現の方法については再度検討します。

○委員

ガイダンスと埋蔵文化財センターで国の補助メニューも異なるので、市としてどのような記載をするかは再度検討をお願いします。

○委員

3つ目の重点事業である「(3) 幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進」についてですが、三重津海軍所跡以外の幕末佐賀藩の近代化産業遺産についても、将来的には、世界遺産の追加登録を目的とした調査を行うのでしょうか。

○事務局

現段階において、そのような目的のために調査を行うことは想定しておりません。

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産を検討する際、佐賀市で、4つの遺跡を構成資産として提案しましたが、最終的には三重津海軍所跡のみが、残存状況が良いこと等を理由に世界遺産の構成資産となっています。

それ以外の遺跡については、歴史的な価値は認められるものの、築地反射炉跡や多布施反射炉跡は反射炉が完全な形で残っていないこと、精煉方跡については、調査が足りないこと及び地下遺構であることなどを理由に見送られたという経緯がありますので、今後の価値づけの調査を行う中で、世界遺産の追加登録とは別の方向性を検討できればと考えております。

○委員

58ページ、2つ目の重点事業である「(2) 無形民俗文化財の記録・保存」について、本文中の「映像記録の保存をはじめ」となっていますが、このような記載方法だと、既にある映像記録を保存していくかのように感じますので修正できないでしょうか。

○事務局

正確な映像記録の作成と修正いたします。

○委員

以前、文化庁からの補助を受けて、映像記録を作成したことがあったと記憶していますが。

○事務局

文化庁の補助を受けて映像記録を作成したものと別に、昨年度から実行委員会を立ち上げて映像記録を作成しています。今年度は行事の開催そのものが中止となったため、作成できていませんが、今後も引き続き、映像記録の作成を行っていきたいと考えております。

○委員長

それでは時間になりましたので、次の章に入ります。

「第6章 計画の推進に向けて」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

62 ページから御覧ください。

62 ページから 63 ページの「第1節 計画の推進体制」については変更しておりません。

64 ページの「第2節 数値目標の設定」については、「(1) 市民の文化に対する意識の向上」として、令和7年度までの数値目標を掲げ、「(2) 市民の文化的な行動に対する数値目標」では、文化会館と東与賀文化ホールの入場者数を掲載しています。

○事務局

補足になりますが、「(1) 市民の文化に対する意識の向上」の数値については、第4次佐賀市教育振興基本計画における令和6年度の目標値を掲載しており、令和7年度の数値については、これまでの数値の伸びや新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和6年度と同様のものとしております。

○委員

62 ページについてですが、50 ページの「第4章 文化振興の取組」、「第2節 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり【基本目標2】」の「(2) 文化団体、NPO、ボランティアなどへの支援」における主な取組にも、文化連盟の加入促進が記載していますので、表の下に佐賀市文化連盟と記載しても良いのではないのでしょうか。

○事務局

内容を検討いたします。

○委員

62 ページ本文中の「関係部課」の記載を、「関係部署」に修正して良いのではないのでしょうか。

○事務局

御指摘のとおり修正します。

○委員

「(2) 市民の文化的な行動に対する数値目標」において、東与賀文化ホールの数値が基準値と比較して、少なく感じますが、どのような理由でこの数値としているのですか。

○事務局

利用率等の実績を考慮して記載しておりますが、再度検討いたします。

○委員長

続きまして、資料編の説明をお願いします。

○事務局

65 ページから御覧ください。66 ページに「(1) 佐賀市文化振興基本計画策定委員名簿」と「(2) 佐賀

市文化振興基本計画策定の経過」を掲載します。

続きまして、67 ページからは「(3) 佐賀市所在主要指定文化財一覧」として、令和 2 年 4 月 30 日現在の国、県、市指定文化財の一覧を掲載しております。

73 ページに「(4) 佐賀市文化会館の施設概要」を掲載し、74 ページに「(5) 東与賀文化ホールの施設概要」を掲載しております。75 ページ、76 ページに「(6) 社会教育施設等として施設一覧」を、77 ページから「(7) 文化芸術基本法」を 81 ページから「(8) 文化財保護の体系」を記載しております。

○委員

近年改正された文化財保護法についての記載はできないのでしょうか。

○事務局

記載できるよう検討いたします。

○委員

どのような法改正がなされたのでしょうか。

○事務局

法改正の主なものとしては、将来的な文化財の活用等を見据えて、文化財の所管をこれまでの教育委員会にだけでなく、首長部局にも移管できることなどが挙げられます。

○委員

例えば、神社などの活用となると、宗教的な面も配慮する必要があるため、課題があるように感じますが。

○事務局

保存と活用はセットで考えるべきことではありますので、課題はあるが検討すべき部分でもあると認識しております。

○委員長

それでは、本日予定されていた議事が終了したため、事務局へお返しいたします。

○事務局

御審議ありがとうございました。

今回の会議で出た御意見を反映させ、次回の会議を開催いたします。

本日は誠にありがとうございました。これもちまして、佐賀市文化振興基本計画策定委員会を終了いたします。